

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月18日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第25号

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第7条中「当分の間，」を削り，「保険料（令和3年度分および令和4年度分の保険料であつて，令和4年4月1日から令和5年3月31日）を「令和4年度分の保険料（令和5年4月1日から同年12月31日）」に改め，「（特別徴収の場合にあつては，特別徴収対象年金給付（法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払の日）」を削り，「第24条第2項」を「同条第2項」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。